

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第五十七号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の十二の項中「開設の」の下に「許可の」を加え、同表の十六の項の次に次のように加える。

十六の二 家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第三十八条第一項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付	二千円
十六の三 家畜改良増殖法施行規則第三十九条第一項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付	二千九百円

附則

この条例は、公布の日から施行する。